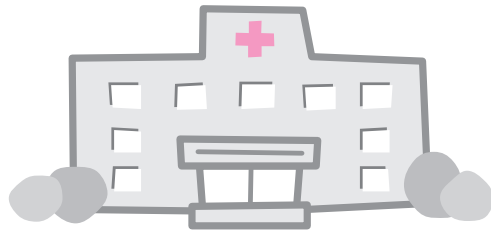


国民健康保険税の税率改定のお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費をみんなで負担し、安心して病院にかかれるよう助け合う制度で、その財源は、加入者の皆さんに納めていただく保険税と、国や県からの交付金や補助金などで運営しています。



加入者の医療費の増大などで財源不足が生じた場合には、保険税率を改定して財源の確保を図ることが原則ですが、加入者への負担増に配慮し増額を避けるため、一般会計から保険税以外の税金などで財政支援を行い運営してきました。

しかしながら、このたびの地方税法の改正に伴い、保険税の減収が見込まれることおよび財政健全化の観点から、本年度やむを得ず次のとおり税率の改定を行いましたのでお知らせします。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

保険税率の改定内容

医療給付費分 (加入者全員が対象)		改定前	改定後
所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	4.72/100	据え置き
資産割額	固定資産税額に乘ずる率	99/100	据え置き
均等割額	1人につき	15,000円	20,000円
平等割額	1世帯につき	18,000円	22,000円
課税限度額		530,000円	据え置き

介護納付金分 (加入者のうち、年齢40歳から64歳までの人が対象)		改定前	改定後
所得割額	基準総所得金額に乘ずる率	0.88/100	1.3/100
均等割額	1人につき	9,140円	10,800円
課税限度額		70,000円	80,000円

なお、今回の税率改定および平成15年度の町県民税の決定により、本年度の保険税を算定し、国民健康保険税納税通知書を8月中旬に送付します。

【問合せ先】住民課保険年金係(内線124)

すてきだね

きれいな川と

下水道

町では、皆さんに快適で衛生的な生活環境を提供し、かつ木曾川・長良川、伊勢湾等公共用水域の水質保全を目的として、昭和63年に全町下水道化構想を策定し、平成元年より下水道事業を実施しています。

住民の皆さんに、等しく快適で衛生的な生活を送っていただくため、下水道整備区域の再点検を行い、下水道事業のより効率的、効果的な実施について検討していきます。

